

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会公印を下記のとおり登録したので、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第20条により準用する秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号）第6条第2項の規定により告示する。

平成19年5月9日

秋田県後期高齢者医療広域連合  
選挙管理委員会委員長古谷隆



記

登録した公印

名 称 秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会之印

使用開始期日 平成19年5月9日

印 影



名 称 秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長之印

使用開始期日 平成19年5月9日

印 影



名 称 秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長職務代理者之印

使用開始期日 平成19年5月9日

印 影

